

(介護予防)短期入所生活介護
利用料金表

1. 介護保険の施設サービス分 /1日(1回)当たり

対象者	内容	単位	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	予防併設短期入所生活介護費 II 1	446	483円	966円	1,449円
要支援 2	予防併設短期入所生活介護費 II 2	555	601円	1,202円	1,803円
要介護 1	併設短期入所生活介護費 II 1	596	646円	1,291円	1,937円
要介護 2	併設短期入所生活介護費 II 2	665	721円	1,441円	2,161円
要介護 3	併設短期入所生活介護費 II 3	737	799円	1,597円	2,395円
要介護 4	併設短期入所生活介護費 II 4	806	873円	1,746円	2,619円
要介護 5	併設短期入所生活介護費 II 5	874	947円	1,893円	2,840円

※厚生労働省により、新型コロナウイルス感染症に対する特例的な評価として令和3年9月30日までの間は、上記単位数の千分の千一に相当する単位数が算定されます。

2. 介護保険の加算分 /1日(1回)当たり

対象者	内容	単位	1割負担	2割負担	3割負担	
全ての方	看護体制加算 I ※注1	4	5円	9円	13円	常勤の正看護師 1名以上の配置
	看護体制加算 II ※注2	8	9円	18円	26円	看護職員の24時間連絡体制、看護職員の基準数以上配置
	夜勤職員配置加算 I ※注3	13	14円	28円	42円	夜勤時間帯の介護職員、看護職員の基準数以上配置
	サービス提供体制強化加算 II	18	20円	39円	59円	介護福祉士を60%以上配置
該当者のみ	緊急短期入所受入加算 ※注4	90	98円	195円	293円	緊急利用者の受入時に7日間まで(止むを得ない事情は14日)
	若年性認知症利用者受入加算	120	130円	260円	390円	若年性認知症の方の場合、担当者を配置
	療養食加算	8	9円	18円	26円	医師指示で療養食が提供された場合(1回8単位1日3回まで)
	送迎加算	184	200円	399円	598円	自宅と施設の道のり片道につき
全ての方	介護職員処遇改善加算 I	1ヶ月の総合計単位数の8.3%の単位で算出した額			厚生労働省により、介護職員の処遇を改善する目的で設置要件により算定	
	介護職員等特定処遇改善加算 I	1ヶ月の総合計単位数の2.7%の単位で算出した額			厚生労働省により、介護職員等の処遇を改善する目的で設置要件により算定	

※注1)～注5) いずれも要支援の方は算定されません。

3. 食費 (1日当たり)

対象者	費用
第1段階	300円
第2段階	600円
第3段階(1)	1,000円
第3段階(2)	1,300円
第4段階	1,445円

4. 滞在費 (1日当たり)

対象者	費用
第1段階	0円
第2段階	370円
第3段階(1)	370円
第3段階(2)	370円
第4段階	855円

5. 個人の選択に基づく費用 (1日当たり)

対象者	内容	費用
必要に応じ	日常生活費	200円
	通帳等管理費	100円

表掲費用のほか、施設立替えでの医療費用、理髪費用(ともに実費)が掛かる場合があります。